

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

NO. 1

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府県 所管の区分
がん研究会	国際対癌連合年 会費	1,000,000	1,000,000	H24.10.31	先進医療技術等の情報 収集等に必要なたため	公益	国所管
献血供給事業団	臍帯血搬送費用	860,000		H24.7.31/ H25.3.29		公益	国所管
原子力安全技術 センター	定期検査手数料	906,600		H24.12.27		公益	国所管
心臓血管研究所付属 病院	医療費	967,420		H24.7.31/9.28/ 10.31/11.30/ 12.27/H25.1.31 /3.29		公益	都道府県所管
倉敷中央病院	医療費	533,720		H24.11.30		公益	都道府県所管
日本医療機能評価 機構	機能評価申込金	585,000		H24.12.27		公益	国所管
日本適合性認定協会	認定審査	3,154,074		H24.5.31/ 12.27		公益	国所管

## 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

NO. 2

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府県 所管の区分
千葉県医師会	医師会費	260,000	260,000	H24.7.31	病院経営等にかかる円滑な運営を図るため、他病院等の情報収集等が必要であるため	公社	都道府県所管
中央区医師会	医師会費	1,597,600	123,600	H24.7.31/ 8.16/H25.3.29	病院経営等にかかる円滑な運営を図るため、他病院等の情報収集等が必要であるため	公社	都道府県所管
日本アイソトープ協会	講習会受講料	188,205		H24.5.31/ 9.28/11.30		公社	国所管
日本医師会	臨床検査精度管理調査	275,000		H24.8.31		公社	国所管
日本看護協会	認定審査	350,000		H24.10.16/ H25.2.28		公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。